

砂川事件裁判国家賠償

請求訴訟ニュース

2020年1月11日発行

【第3号】

第3回口頭弁論傍聴下さい！

第3回口頭弁論は 2月12日(水)14:00～ 東京地裁第103号法廷

昨年の第2回口頭弁論および報告会にもたくさんの方々に来ていただき、誠にありがとうございました。引き続き、第3回口頭弁論にもお誘い合わせの上、傍聴ご参加下さい。よろしくお願いいたします！！

砂川事件裁判 国家賠償訴訟の

被告(国)の答弁は **ウソだらけ！**

公文書の存在を否認することは許さない！！

原告 土屋 源太郎

2019年9月2日、被告(国)側から準備書面として回答が提出されました。その内容は、国家の権威や国際的信義をも投げ捨て、米国公文書を完全に否認するものでした。

- ① 本件文書が、マッカーサー大使が米国本国に発信したことを認める証拠がない。
- ② 田中耕太郎長官の発言の伝聞を起案者の主観でまとめ、タイピストが入力した。これらの過程で誤解や誤謬が入り込んでいるおそれのある文書である。
- ③ 田中長官が通訳を介してマッカーサー大使と会話していたとすれば、田中の発言が正確に伝わったと証明できない。
- ④ 田中長官とレンハート公使の言動は、レンハート公使からマッカーサー大使への伝聞であり、レンハート公使またはマッカーサー大使が自分の主観と合致する部分のみ取り出し報告している。
- ⑤ 田中耕太郎裁判長による裁判のリードについて事実は不知。

(不知とは、認否をしない：ズルい手法)

いかに苦し紛れとはいえ公文書の内容をここまで歪め、これを否認することは許されない！昨年10月2日第2回口頭弁論で、弁護団代表の武内弁護士が、この件に対して鋭く追及した。米国公文書館に確認すれば明らかである。この3カ月間被告(国)は何をしていたのか？その怠慢は許されない！日本の官僚は平気で公文書を改竄あるいは破棄するが、米国公文書の信用性を否定することは、国際関係においても重大な問題だ！と発言した。

さすがの裁判長も被告(国)に再度答弁書を提出するよう促さざるを得なくなり、被告(国)は11月30日までに提出することを約束しました。